

2022年12月20日

各位

遺贈寄付に関する学校法人松山大学との協定締結について

株式会社伊予銀行（頭取 三好 賢治）、株式会社愛媛銀行および三井住友信託銀行株式会社は、学校法人松山大学（以下、「松山大学」）との間で、お客さまの遺産を松山大学に寄付するための協定を締結しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

高齢化の進行や家族形態の多様化、終活への関心の高まり等を背景に、お客さまから「遺産を地域のために役立てたい」、「遺産を教育のために活用してもらいたい」というお申し出を受けることが増加しています。

このような厚意にお応えするため、松山大学と協定を締結し、それぞれが取り扱う相続関連商品・サービスを活用して、遺産を寄付するための仕組みを構築いたしました。例えば、遺言代用信託を活用すれば、銀行にお預けいただいた信託財産を老後資金として活用しつつ、ご相続が発生したときはその全部または一部を松山大学に寄付することが可能となります。

当行は、今後も多様化するお客さまの課題を解決し、豊かな人生の実現をサポートしてまいります。

記

○締結式

日時 2022年12月20日（火） 10:30～10:50

場所 松山大学 東本館7階 会議室1

出席者	松山大学	理事長	新井 英夫
	伊予銀行	常務取締役	仙波 宏久
	愛媛銀行	常務取締役	豊田 将光
	三井住友信託銀行	松山支店長	野上 和雄

○相続関連商品・サービス（当行取扱商品）

名称	商品・サービスの概要
遺言代用信託 （まごころレター）	<ul style="list-style-type: none">・お客さまが当行に金銭を信託財産として預け、それを誰に遺すかを決めておくことができる商品です。・お客さまが信託財産の全部または一部を松山大学に遺す旨の意思を表示しておくことで、ご相続発生後に当行が信託財産を松山大学にお渡しします。
遺言コンサルティング	<ul style="list-style-type: none">・当行がお客さまの遺言書作成をお手伝いするサービスです。・遺言書の中で、松山大学を遺産の全部または一部の受取人として指定しておくことで、ご相続発生後に松山大学に遺産が寄付されます。
遺言信託※	<ul style="list-style-type: none">・三井住友信託銀行がお客さまの遺言書作成のお手伝い、遺言書の保管、相続発生後の遺言執行を行うサービスです。・遺言書の中で、松山大学を遺産の全部または一部の受取人として指定しておくことで、ご相続発生後に松山大学に遺産が寄付されます。

※三井住友信託銀行株式会社の信託代理店として取扱い（媒介）いたします。

以上

【本件に関するお問い合わせ】 伊予銀行 法人コンサルティング部（担当:殿河内・三瀬） TEL (089) 907-1062